

「授業再開」後のことについて

- ※ 生徒の心理的負担や学びの保証を考慮し、感染対策を徹底したうえで、2月21日（月）より登校及び「対面による授業」を再開します。
- ※ 2月21日（月）からは原則、「給食」を再開します。
- ※ 新たに感染拡大に伴う対応が必要となった場合には、再延長の可能性があります。

（1）再開後も「オンライン授業」の継続を希望する場合の手続き

- ・2月21日（月）以降も、御希望により、御自宅や学校の別室で「オンライン授業」を継続することができます。
- ・「オンライン授業」の継続を御希望の場合は、2月16日（水）までに、学校にお電話でご連絡ください。その際、下記（2）（3）により、①「オンライン授業」をご自宅で受けるか、校内の別室で受けるか、②「給食」の提供を希望するか、しないか、についてもお知らせください。

（2）「オンライン授業」の継続を希望し、かつ「給食」を希望する場合の留意事項

- ・校内の別室で「オンライン授業」を継続する場合は、そのまま別室にて「給食」を提供します。
- ・御自宅で「オンライン授業」を継続する場合は、給食の時間だけ登校して校内の別室で喫食することになります。この場合、品質管理や片付け等衛生管理上の都合がありますので、給食開始（4校時終了）時の12時40分までに登校させてください。登下校の際の交通安全には、十分注意するようお子様へお伝えください。なお、給食の持ち帰りはできません。
- ・御自宅で「オンライン授業」を受け、学校で「給食」を喫食する場合は、登校に要する時間が4校時の授業時間帯と重なってしまいます。もし御希望される場合は、この点を十分考慮に入れた上でお申し出ください。

（3）「オンライン授業」の継続を希望し、かつ「給食」を希望しない場合の留意事項

- ・自宅で「オンライン授業」を継続する場合は、給食の時間帯に御自宅で昼食をとっていただきます。
- ・校内の別室で「オンライン授業」を継続する場合は、学校にお弁当を持参するか、給食の時間だけご自宅に戻って昼食をとることになります。4校時終了後、いったん下校する場合は、5校時の開始時刻までに再登校させてください。登下校の際の交通安全には、十分注意するようお子様へお伝えください。
- ・学校で「オンライン授業」を受け、御自宅で昼食をとる場合は、御家庭によっては往復に要する時間が授業時間と重なることが考えられます。この点を十分に考慮した上でお申し出ください。なお、給食費につきましては返金扱いとなります。返金の対応については、後日御連絡いたします。

- ※ なお、2月21日（月）は都立高入試のため、通常学級、1組ともに3年生のみ給食はありません。